

介護保険の住宅改修について

介護保険の住宅改修について

1. 介護保険上の住宅改修の意義

要介護・要支援認定者の多くは、住み慣れた自分の家で一生暮らし続けることを望んでいます。しかしながら、住み慣れた家の構造自体が生活に適合しなくなり、自分の家で暮らしたいという思いを妨げてしまっている場合があります。

こうした家の構造を住みやすいように改修し、併せて要介護・要支援認定者の安全を図ることを目的として介護保険制度において住宅改修費の支給が認められています。

住宅を改修し、住みやすい環境に整備する事は、介護の一環として重要な意味を持っています。

本人にとってより効果的な住宅改修を行うためには、施工事業者・ケアマネジャー・その他保健・医療・福祉の専門家の連携が必要になります。

2. 介護保険住宅改修費支給の条件

(1) 対象者

介護保険の要支援1～2・要介護1～5の認定を受けている方で、自宅（介護保険被保険者証に記載されている住所）で生活している方の改修が対象となります。介護保険施設の入所者や病院に入院中の方、一時的に身を寄せている住宅の改修工事は対象となりません。

ただし、退所・退院の予定が明確であり、それまでに住宅の改修が必要な場合など、状況によっては改修が可能な場合があります。（5・6ページ参照）

詳しくは介護保険課にお問い合わせください。

(2) 支給の限度額

介護保険の対象になっている住宅改修をしたとき、20万円を上限に改修費用の7割～9割が支給されます。自己負担は1割～3割です。

注意 介護保険の制度改正により、平成30年8月から介護サービス利用における自己負担の割合が、被保険者の所得等に応じて、これまで2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合が3割になります。自己負担の割合は、各被保険者の負担割合証でご確認ください。

※給付額の算出において、1円未満が生じる場合は1円未満を切り捨てとします。

例えば自己負担1割の被保険者が工事費総額19万5982円の介護保険対象工事を行ったとき、保険給付額(9割分)は $195982 \times 0.9 = 176383.8$ となり、1円未満を切り捨てて、給付額は17万6383円になります。

ちなみにこのときの利用者の自己負担額は残りの19,599円になります。

※既に限度額を利用済みであっても、再度20万円まで利用できる場合があります。(6ページ参照)

(3) 支給対象工事

① 手すりの取付け

介護保険で福祉用具の貸与の対象となっている手すりなど、住宅改修の対象とならないものもありますので注意が必要です。

② 段差や傾斜の解消

介護保険で福祉用具貸与の対象となっているスロープや、購入の対象となっている浴室内・浴槽内すのこを置くことによる段差の解消は除かれます。また、昇降機・リフト・段差解消機等の動力により段差を解消する機器を設置する工事も対象外です。

③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更

居室においては畳敷きから板製床材やビニル系床材等への変更、浴室においては滑りにくい床材への変更、通路面を滑りにくい又は滑りやすい舗装材へ変更する工事等が対象となります。

④ 開き戸から引き戸等への扉の取替え、扉の撤去

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテンに取り替えるといった扉全体の取り替えのほか、扉の撤去、吊元交換、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

ただし、引き戸等への扉の取り替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、保険給付の対象となりません。

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

一般的に和式便器を洋式便器に取り替える工事が対象になります。ただし、介護保険で購入の対象になっている腰掛便座の設置は除かれます。また、和式便器から暖房や洗浄機能等の付いた一体型洋式便器への取り替えは含まれますが、既にある洋式便器にこれらの機能を付加する工事は含まれません。和式便器から暖房や洗浄機能等の付いた便座を組み合わせ洋式便器に取り替える場合は、その暖房や洗浄機能等の付いた便座及び電気配線等の付帯工事の部分は対象となりません。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は対象となりません。

なお、既存の洋式便器が本人の身体状況の変化等により高さがあわず使用困難なため、本人の利用しやすい高さの洋式便器に取り替える場合は、洋式便器から洋式便器への取り替えであっても対象となります。(ただし、まずは福祉用具購入での対応が可能か検討してください。)

⑥ その他上記の住宅改修に付帯して必要な工事（いずれも必要最低限度内）

・手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強など

・段差の解消

浴室の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、

- スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
- ・ 床又は通路面の材料の変更
床材変更のための下地補強や根太補強又は通路面の材料の変更のための路盤整備など
 - ・ 扉の取替え
扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事など
 - ・ 便器の取替え
便器の取替えに伴う給排水設備工事や床材の変更など

3. 介護保険住宅改修を行う際の注意点

利用者の日常生活に必要と思われる住宅改修であっても、介護保険で決められた支給対象工事以外のものは対象となりません。

また、介護保険の住宅改修においては、支給対象と思われるものであっても工事を伴わないもの（住宅に固定されていないもの）については、支給対象外です。

以下は介護保険上の住宅改修において注意を要する具体的事例です。

(1) 道路の側溝部分にスロープ等を固定

側溝部分も含め、道路に、スロープ等を固定することは住宅改修の対象となりません。

(2) 家具等への手すりの取付け

家具等の固定されていないものへの手すりの取付けについては、住宅改修の対象となりません。

(3) 玄関に踏み台の設置

上がり框との段差を軽減するため踏み台を設置する場合、踏み台を固定することが支給対象となる条件です。

(4) 浴室の段差解消にすのこを利用

浴室の段差解消のための「すのこ」は、介護保険の福祉用具購入の対象となっています。

(5) 浴室改修にユニットバスを利用

浴室の段差解消や扉の取り替えにあたりユニットバスを利用する場合は、ユニットバス全体を床・扉・浴槽・天井・壁等、箇所ごとに分け、要する費用を按分等適正な方法で算出し、工事費内訳書を作成してください。浴室全体の工事から介護保険対象工事に該当する部分のみ支給します。（工事費内訳書は、浴室全体の工事と介護保険対象工事双方のわかるものが必要となります。）

(6) トイレ便器を和式から洋式に変更

トイレの便器を和式から洋式に変更する場合は、トイレ機器（タンク・便器・便座）・床・壁等、改修箇所ごとに分け、要する費用を按分等適正な方法で算出し、工事費内訳書を作成してください。トイレ全体の工事から介護保険対象工事に該当する部分のみ支給します。（工事費内訳書は、トイレ全体の工事と介護保険対象工事双方のわかるものが必要となります。）

(7) 手すりの取付けにかかる下地補強・壁紙の張替え

手すりの取付けのために行った下地補強及び壁紙の張替えについては、手すりの取付けにおいて必要最低限の部分が支給対象です。手すりを取付ける壁全体に対し下地補強及び壁紙を張替える場合は、面積按分して対象部分の費用を算出してください。

(8) 段差解消又は床材変更をする際の断熱材の使用

居室等の床上げや、床材を畳からフローリングへ変更する際に、下地補強と併せて断熱材を使用する場合、その工事に不可欠な材料であれば、下地補強同様支給対象です。

4. その他支給に関すること

(1) 現場調査費、材料手配・運搬費、設計費、積算費（見積り）

住宅改修を前提とした現場調査費、材料手配・運搬費、設計費ならびに積算費は保険給付の対象となります。ただし、いずれも住宅改修を伴わない部分の費用については対象なりません。

(2) 写真代及び印紙代、申請代行手数料、工事作業員の損害保険料

支給申請に必要な写真代及び領収証の印紙代、申請代行手数料、工事作業員の損害保険料については、住宅改修費支給の対象にはなりません。

(3) 新築又は増改築、大規模改修の場合

新築は住宅改修と認められないので対象なりません。また、新たに居室を増築する場合、大規模改修（住居の骨格だけ残し、間取り等が変わる工事）なども対象外です。改築に伴い、例えばトイレの幅を広げる改修にあわせて和式便器から洋式便器に変更する場合は、洋式便器への取り替えに係る費用のみ対象となります。

詳しくは介護保険課へお問い合わせください。

(4) 対象外の工事もあわせて行う場合

支給対象外の工事も併せて行う場合は、対象部分の抽出・按分等の適切な方法により、支給対象部分の費用を算出してください。その際、全体の工事から介護保険対象工事に該当する部分が見えるように、見積書を作成してください。

(5) 利用者（被保険者）が工事完了前に死亡した場合

住宅改修の対象者である利用者が工事の途中で死亡した場合は、死亡時に完了している部分までの経費が対象となります。

(6) 利用者等が自ら住宅改修を行う場合

利用者が材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費のみが支給対象となります。この場合、支給申請に必要な領収証（レシートは不可）は、被保険者本人の名前のものとし、工事費内訳書については、購入した材料の個々の費用（領収額の内訳）が見えるように記載してください。

注意 本人又は家族が経営する事業者が住宅改修を行う場合は、事前に介護保険課へお問い合わせください。

(7) 同じ住宅に2名以上の被保険者がいる場合

同じ住宅に2名以上の要支援・要介護の認定を受けた被保険者がいる場合は、それぞれ20万円ずつ利用することができます。(申請書類は別々に作成する必要があります)

ただし、同一の工事箇所を2名以上で対象とすることはできません。(例：浴室の床材の変更に係る費用を2名で割ることはできません)

5. 介護保険住宅改修に係る特別な例

(1) 対象者に関すること

2ページ「2. 介護保険住宅改修費支給の条件」の『(1) 対象者』に該当しないときでも、介護保険で住宅改修を利用できることがあります。

① 要介護認定申請中の被保険者

介護保険では、新規申請中であっても暫定的にサービスの利用が可能となっています。住宅改修を予定している場合は、要介護認定申請日以降に住宅改修費事前申請書を提出し、承認決定を受けてから着工してください。なお、住宅改修費の支給申請は認定結果が出てから行うこととなります。従って、**認定結果が自立（非該当）となったときは、支給の申請はできず全額自己負担**となります。

※被保険者の自己負担の割合を示す負担割合証は、要介護認定の結果（介護保険証）と併せて交付しています。ただし、住宅改修の承認決定後から要介護認定の結果が出るまでの間に暫定で着工予定の場合、負担割合証を交付することは可能です。その際は、被保険者本人又はその家族、もしくは担当ケアマネジャーが介護保険課にご相談ください。

② 退所・退院後のための住宅改修

介護保険施設等の入所者や入院中の利用者については、原則として住宅改修の対象外ですが、退所・退院の予定が明確であり、退所・退院後の生活拠点として自宅を改修する必要がある場合、入所・入院中であっても、住宅改修費の事前申請をし、承認決定を受けた場合に限り住宅改修を行うことが可能です。

ただし、住宅改修費の支給申請は、退所・退院後、改修された住宅に利用者が移った後に行うこととなります。従って、**何らかの事情により退所・退院ができなかった場合や退所・退院後に他の場所で生活することになった場合などは、支給申請はできず全額自己負担**となります。

③ 他市町村からの転入者・市内転居者

前住所地において認定を受けている利用者が、越谷市に転入する場合に、転入日から14日以内に所定の手続きを行うことで、越谷市においても前住所地の要介護度を6ヵ月間引き継ぐことができます。該当する利用者が越谷市に転入するにあたり、事前に転入先（越谷市）の住宅を改修する必要がある場合、あらかじめ介護保険課に相談してください。

市内転居者で、事前に転居先の住宅を改修する必要がある場合も、あらかじめ介護保険課に相談してください。

※原則は、転入先・転居先に住民異動し、生活し始めてからの申請となります。

(2) 支給限度額に関すること

介護保険住宅改修費の支給対象限度額は、要介護状態区分にかかわらず、一律 20 万円までとなっています。ただし、支給対象限度額の一部又は全部を利用済みであっても、下記に該当する場合には、再度 20 万円まで利用できることがあります。

① 転居した場合（転居リセット）

既に住宅改修を行った住宅から転居した場合は、転居先の住宅についても再度 20 万円までの利用が可能となります。

なお、転居先の住宅を新築する場合は、住宅改修とは認められないので支給対象とはなりません。また、既に住宅改修を行った利用者宅（A）から子供等親族の住宅（B）に転居し、その後利用者宅（A）に戻った場合も再度 20 万円まで使えるとは限りません。

詳しくは介護保険課へお問い合わせください。

② 要介護状態区分が3段階以上重度となった場合（3段階リセット）

利用者が同一の住宅において、初めて住宅改修を行った時点での要介護状態区分から比較して3段階以上重度になった場合は、再度 20 万円までの利用（1回限り）が可能となります。

要支援 1 ⇒ 要介護 3 以上

要支援 2 }
要介護 1 } ⇒ 要介護 4 以上

※住宅改修では要支援 2 と要介護 1 は同じ段階とみなされます。

要介護 2 ⇒ 要介護 5

6. よくある質問について（事例集）

給付対象とされているものでも、これらの工事が全て無条件で対象になるわけではなく、ケアマネジャーが被保険者の身体状況や介護状況を判断して「住宅改修が必要な理由書」に記入することが条件です。不明な場合は、必ず介護保険課に確認してください。

| | 質 問 | 回 答 |
|--------------------------|---|---|
| 手すりの取付け | 手すりの利用 | 必要以上に取り付けるものは 給付対象外 とする。 両側に手すりをつける場合などは、必要性を考慮すること。 |
| | 手すりの老朽化による取替え | 給付対象外 取付けの不具合によるものも 給付対象外 。 |
| | 家具等への手すりの取付け | 固定されていないものへの取付けは 給付対象外 。 (住宅と一体になった家具への取付けは支給可) |
| | 手すりの必要性の範囲 | 被保険者の身体状況に応じて必要であり、日常生活の範囲に属するもの(花壇の手入れなど、趣味に関するものは除く)。 |
| | 階段の手すり | 日常生活動作で使用するのであれば給付対象。 |
| | 開閉式手すり・着脱式手すり | 被保険者の身体状況に応じて、他に手段がなければ給付対象。 |
| | 手すりの取付位置だけ変更 (材料は現状の手すり) | 取外し及び取付けの費用のみ給付対象 |
| | 手すりの取付位置を変更 (材料も一新) | 材料も一新しないと、きちんと固定できない状況であれば材料も給付対象。 |
| | 手すりの変更(材料を含む) | 被保険者の身体状況から、太さや材質など現状の手すりが合わなければ、給付対象 |
| | 手すりの撤去 | 手すりの変更(取付位置の変更も含む)にあたり、適切な位置に既存の手すりがある場合には給付対象。 |
| | 手すりを付ける際の壁の下地補強 | 手すり部分の範囲(必要最低限)のみ給付対象。壁の内部を補強する際は、対象部分を面積按分すること。また、補強したことがわかる写真を支給申請時に添付すること。 |
| | 手すりを付ける際の壁紙の張替え | 手すり部分の範囲(必要最低限)のみ給付対象。面積按分すること。 |
| | ペーパーホルダーやタオルかけの移設 | 給付対象(新設は 給付対象外) |
| 棚やペーパーホルダーと一体になった手すりの取付け | 手すり部分の範囲のみ給付対象。 内訳書で棚やペーパーホルダーと、手すりの金額を按分すること。 スライドバー付シャワーフックは 原則給付対象外(スライド部分が対象外) | |
| 段差や傾斜の解消 | 居室の窓からのスロープ設置 | 被保険者の身体状況に応じて必要で固定すれば給付対象。 福祉用具にあたるものは 給付対象外 。 |
| | 段差解消機、階段昇降機の取付け | 給付対象外 |
| | 手すりつきステップ台の設置 | 手すりの取付けと段差解消双方の理由(必要性)があれば給付対象。 |
| | 敷居撤去による、開き戸の交換 | 敷居撤去によるドアの下の隙間について、ドアの下部の補修は給付対象。ドアの取替えは 原則不可 。 |
| | 上がり框の段差解消のための踏み台の設置 | 固定すれば給付対象。 固定していることがわかる写真を添付すること。 |

| | | |
|---------------------------------|---------------------------------|---|
| | 浴室床と浴槽の段差解消 | 被保険者の身体状況に応じて必要ならば支給可。 |
| | ユニットバスの請求方法 | 該当部分のみの金額を按分して内訳書に記載すれば給付対象。ユニットバス全体の工事と保険対象工事双方の金額がわかるものを添付すること。(按分についてはメーカーへ問い合わせ) |
| | 浴室の床の段差解消に伴う給排水工事 | 給付対象 |
| | 引き戸部分の敷居撤去による戸車交換 | 給付対象 |
| | 敷居撤去による引き戸交換 | 原則不可。 ただし、建物の構造上、他に手段がない場合、又は扉の修復工事の方が金額が高くなってしまふ場合は給付対象。(事前に介護保険課に問い合わせること) |
| 滑りの防止および移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 | 物置を居室へ変更 | 給付対象外 |
| | 老朽化によるもの | 給付対象外 |
| | 玄関アプローチのコンクリート整備 | 給付対象。(飛び石撤去やスロープ設置の場合は段差解消に該当) |
| | 畳等からフローリングへ改修 | 被保険者の居室の改修で、車いすや歩行器を利用している場合は給付対象。それ以外の被保険者の歩行状況等で、ケアマネジャーが必要と認めるときは、事前に介護保険課に確認すること。 |
| | 断熱材の使用 | 給付対象外。 ただし、工事に不可欠な材料の場合は給付対象。 |
| | 階段に滑り止めのゴム等を張る | 被保険者の身体状況や生活状況に応じて必要ならば給付対象 |
| 引き戸等への扉の取替え、扉の撤去 | 既存の引き戸が重いため、引き戸を交換 | 被保険者の身体状況に応じて必要ならば給付対象。 ただし老朽化によるものは 給付対象外 。 |
| | 同じ種類の扉への扉交換 | 原則不可。 ただし、被保険者の身体状況、介護状況、生活環境から他に手段がない場合には給付対象になることも。事前に介護保険課に問い合わせること。 |
| | 自動ドアへの交換 | 自動ドアの動力部分の設置費用に関しては 給付対象外 。 |
| | 吊元の交換 ----- ドアノブの交換 | 被保険者の身体状況に応じて必要ならば給付対象。 ※布製カーテンは 給付対象外 |
| | アコーディオンカーテン、引き戸、折れ戸への取替え | |
| | ドアの幅を大きくする | 車椅子利用のためなど、被保険者の身体状況に応じて必要ならば給付対象。(あくまでも扉交換の付帯工事のため、拡張工事だけでは給付対象外。) |
| 洋式便器等への便器の取替え | 洋式便器から暖房・洗浄機能付洋式便器へ | 給付対象外 |
| | 暖房・洗浄機能付の補高便座の取付費 | 福祉用具に該当するため、取付費は 給付対象外 。 |
| | 非水洗から水洗へ | 水洗化(給排水設備工事)の部分は 給付対象外 。 |
| | 便器の位置や向きの変更 | 利用者の身体状況に合わせ必要であれば給付対象 |
| | 和式便器から洋式洗浄機能付便器へ | 洗浄機能は便器と一体型であれば給付対象 |
| | 和式から暖房・洗浄機能付便座と組み合わせて洋式便器へ | 便座及びその付帯工事(電気配線工事等)の部分は 給付対象外 。 |
| | 和式便器から洋式便器への取替えに伴う給排水設備工事、床材の変更 | 給付対象。トイレ全体の工事と保険対象工事双方の金額がわかる内訳書を添付すること。 |

| | | |
|------------------|---|--|
| | 和式便器から洋式便器への交換に伴う壁紙の張替え | 元々和式便器が取付けられていた部分(必要最低限)のみ、内訳書で面積按分すれば給付対象。トイレ全体の工事と保険対象工事双方の金額がわかる内訳書も添付すること。 |
| | 洋式便器から高さの異なる洋式便器への取替え | 被保険者の身体状況から使用できず、 他に手段がない 場合には給付対象。まずは、福祉用具での対応が可能か検討すること。 |
| | 和式便器の上に置く便座 | 腰掛便座、補高便座は福祉用具で請求。 TOTOスワレットは住宅改修給付対象。商品により該当になるものとならないものがあるため不明な点は問い合わせること。 |
| | トイレ空間内の壁撤去 | 原則不可 。ただし、被保険者の身体状況やトイレ環境等から給付対象になることも。事前に介護保険課に問い合わせること。 |
| その他 | 入院・入所中の住宅改修 | 退院(所)予定が決まっている場合は、住宅改修が可能。 ただし、一時帰宅時に施工箇所や位置を本人・家族としっかりと確認した上で着工し、退院(所)後トラブルにならないようにすること。 支給申請は退院(所)後でないと行えない。退院(所)できなかった場合は 給付対象外 。そのため、 <u>償還払い</u> で手続きをすることが望ましい。 |
| | 一時帰宅中の住宅改修 | 給付対象外 |
| | 要介護認定申請中の住宅改修 | 要介護認定申請後に、事前申請。承認後、着工は可能。 支給申請は認定結果が出てからでないと行えない。認定結果が自立(非該当)の場合は 給付対象外 。必ず事前にその旨を話し、了承を得ること。 <u>償還払い</u> で手続きをすることが望ましい。 |
| | 領収書の名義 | 被保険者本人名義でないと 給付対象外 。 申請時に原本を提示してもらい、写しが原本と同じであるという確認が取れれば、領収書の写しの提出でも可。 |
| | 車椅子で移動するための壁の取り壊し | 給付対象外 |
| | 住民票の住所以外の住宅の改修 | 給付対象外 |
| | 被保険者以外の者(親族等)が賃貸住宅の賃借者 | 支給可。ただし、賃貸者及び賃借者(住宅所有者)双方の承諾が必須。 |
| | 賃貸住宅の共用部分の改修費用 | 日常生活領域、被保険者の身体状況等に応じて支給可。(原則給付対象外) ただし、賃貸者の承諾が必須。 |
| | 賃貸住宅の退去時の改修費用 | 給付対象外 |
| | 新築・増改築・大規模改修の住宅改修 | 給付対象外(原則) 。詳しくは問い合わせること。 |
| | 写真及び印紙代、事務手数料、文書手数料、 | 給付対象外 。 |
| | 改修完了前に被保険者が死亡 | 死亡時点までに工事が完了した箇所までが給付対象となる。 |
| | ひとつの家に対象者が二人 | 改修箇所が異なる場合は、それぞれ 20 万円ずつ利用できる。 同じ改修箇所を二人で按分することはできない。 |
| | 住宅改修で不要になったものの廃棄費用(便器、浴槽など) | 給付対象 |
| | 福祉用具と組み合わせての住宅改修 | 原則不可 。ただし、被保険者の身体状況、介護状況、生活環境から他に手段がない場合には給付対象になることも。事前に介護保険課に問い合わせること。 |
| 被保険者又は家族が行った住宅改修 | 材料の購入費のみ給付対象。購入した材料の内訳がわかるようにすること。 内訳書、領収書は被保険者本人名義にすることが必要。 | |

| | |
|----------------------------------|---|
| <p>被保険者又は家族が経営している事業者による住宅改修</p> | <p>被保険者又は家族が工事に直接関与しない場合(従業員のみで施工、工事を外部に委託等)には給付対象。事前に介護保険課に問い合わせること。</p> |
| <p>写真の日付について</p> | <p>写真は、撮影した日付がわかるものを提出すること。日付機能のない写真機の場合は、黒板や紙等に日付を記入して写真に写しこむこと。</p> |